会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年大蔵省令第十号)

ŶE.	
新設	
	現
	行

第四条の七(略)	第四条の八(略)
第四条の六(略)(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)	第四条の七(略)(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)
第四条の五 (略) (株券等に含めない有価証券)	第四条の六(略)(株券等に含めない有価証券)
	を方上するこかこ必要は昔置が構じられているものではければはらる。前項に規定する方法は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等